

令和 3 年 度

学校いじめ防止基本方針



東近江市立蒲生北小学校

〒529-1541

滋賀県東近江市蒲生堂町1287番地

Tel 0748(55)5123

Fax 0748(55)0495

E-mail : gakitasho@higashiomi.ed.jp

令和3年度 蒲生北小学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、いじめは絶対に許されない。いじめは卑怯な行為である。いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる。との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、「いじめ防止委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市教育委員会と適切に連携し、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組みます。

Ⅰ いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめについて次のように定義されています。

～「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいことや危険なこと等をされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場にたつことが必要です。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かの判断に当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あること踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして

確認をする必要があります。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織：いじめ防止委員会」を活用して行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すものとします。

また、「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要となります。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等は、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策の組織へ情報共有する必要があります。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察通報することが必要なものが含まれています。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（２）いじめに対する基本的な姿勢

- ①いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。

※いじめは、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものです。家庭でも、学校でも、地域でも「いじめは決して許されるものではない」という強い思いのもと、子どもたちが安心して相談し、安心して生活できる環境を社会全体でつくることが大切です。

※自分の命や人の命を大切にすることを日々の関わりの中から伝えていくことが重要です。

②どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうるものであるという危機意識をもつ。

※「自分の子どもは大丈夫」や「自分のクラスは大丈夫」という大人の思いこみは、子どもの些細なサインを見逃すことにつながります。いじめられている子どもの中には、周りに余計な心配をかけないようにと、身近な人にほど自分が苦しんでいることを見せまいと一生懸命ふるまうことがあります。このため、日頃から「ひょっとしていじめられているかも」という危機意識を持つことが大切です。また、日頃から声をかけ、子どもの言動をしっかりと見守ることが必要です。

このため、本校では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、地域住民、子ども支援センター、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

2 いじめ対応の組織について

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ防止委員会」を常設します。

（１）役割

- ①いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- ②いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る
- ③いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- ④児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- ⑤いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- ⑥いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- ⑦いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ⑧重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ⑨PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

（２）構成員

いじめ防止委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導、教育相談、人権教育、支援加配、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、市教委、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、警察官OB、教員経験者など外部専門家の参加を要請します。

(3) 関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談委員会、人権教育委員会、子ども育て委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

3 いじめ防止のための対策

(1) いじめの防止のための取組

① いじめについての共通理解

※いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。

※校内研修の実施に当たっては、心理の専門家であるスクールカウンセラーの活用を推進します。

※特別支援教育コーディネーターを中心とし、障害に対する教員の理解不足が児童の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進します。

※平素から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有します。

※朝の全校放送等で教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成します。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

※教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養います。

※児童が自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努めます。

③ いじめが行われないための指導上の留意点

※児童一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。

※人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。

※教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

※家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍でき、自己有用感を高められる機会の設定に努めます。

※自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越えるような体験の機会の設定に努めます。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

※児童会等の活動により、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼びかけるような取組を推進します。

※教員は、全ての児童が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加するよう指導・支援します。

⑥家庭や地域との連携

※家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問、地域懇談会や学校通信などを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図ります。

※コミュニティスクール、学校運営協議会をはじめ、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けることに努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ①日常的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ②休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて児童の様子を把握するよう努めます。
- ③定期的に、また、必要に応じて、個人面談などの教育相談を実施します。
- ④年間2回以上の定期的なアンケート調査を実施します。
- ⑤家庭訪問等を活用して、保護者との緊密な連携に努めます。
- ⑥保健室や相談室の利用、県や市の電話相談窓口について周知します。

4 いじめに対する措置について

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ③発見、通報を受けた教職員は、直ちにいじめ防止委員会に報告します。
- ④報告を受けたいじめ防止委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- ⑤事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- ⑥教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ⑦いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処します。
- ⑧児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童またはその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童の立場に立って受容的に事実関係を聴取します。
- ②家庭訪問等により、発覚した場合は、いじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝えます。

- ③複数の教職員で当該児童を見守ります。
- ④教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ⑤必要に応じて、いじめを行った児童を別室指導する等、いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ⑥状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官、警察官OB、教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ⑦いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。
- ⑧聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供します。

(3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ①いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
- ②いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ③いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ④いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
- ⑤状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官、警察官OB、教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ⑥児童のプライバシーに十分留意して対応します。
- ⑦孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導計画による指導を行います。
- ⑧警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- ⑨教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。
- ②いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ③はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ④学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てます。
- ⑤全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- ⑥必要に応じ、学級、学年、学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。
- ⑦学級の進んだ取組を学年や学校全体に広げ、再発防止に努めます。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等

※教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。

※児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。

※児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。

※保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。

② ネット上のいじめへの対処

※児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

(6) いじめの解消

「いじめが解消している状態」とは、「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、及び「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。しかし、これらは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

5 いじめ防止の年間取組計画

月	取 組 計 画	チェック欄
4 月	○児童の実態把握（前担任からの引き継ぎ等） ○職員会議（「学校いじめ防止基本方針」の共通理解） ○児童の友達関係等の観察 ○縦割り班の編成 ○家庭での生活把握（個別懇談会）	
5 月	○「子どもを語る会」（本校児童についての共通理解） ○「いじめに関するアンケート」実施 ○アンケート実施後の個別懇談 ○児童会による「あいさつ運動」	
6 月	○特別支援に係る研修（特別支援教育推進委員会）	
7 月	○保護者との情報交流（適宜）	
8 月	○はがき作戦（担任からの暑中見舞い） ○校内研修（いじめ防止について・子どもの見方について）	
9 月	○運動会に向けての取組	
10 月		
11 月	○「いじめに関するアンケート」実施 ○アンケート実施後の個別懇談	
12 月	○人権週間「ぬくもりメッセージ」の取り組み ○人権集会	

	○学校評価の実施 アンケート集計結果の情報共有 ○保護者との情報交流（個別懇談会）	
1月 2月	○学校評価の集計・考察 ○児童会による「全校良いところ見つけ」	
3月	○「子どもを語る会」 ○3学期をふり返って（友達関係等） ○一年間をふり返って（友達関係等）	
年間通して	○学校運営協議会にて情報共有と熟議、協働	

6 その他

（1） 幼小中の連携の推進

就学前から義務教育終了までを見通した保育・学習指導の充実を中学校区で連携して取り組むことで、学校や園での安定した生活基盤をつくります。

（2） 特に配慮が必要な児童

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童に対し、適切な支援、保護者との連携、周囲の児童への指導を組織的に行います。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認により、不安を抱いている児童
- ④ 東日本大震災等により被災した児童
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等にかかる配慮を要する児童

（3） 校務の効率化

- ① 一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図ります。

（4） 学校評価

- ① いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組みます。

（5） 教職員の自己目標シート

- ① 日頃からの児童理解の状況、いじめの防止等に関する個々の取組や組織的な取組等が評価されるようにします。

（6） その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ① 基本方針、年間計画の見直し
 - ・ 策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき毎年度見直します。
- ② 基本方針、年間計画の公開
 - ・ 策定した「学校いじめ防止基本方針」や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。